

令和7年度特講科目の位置付けについて

授業科目	履修年次	公共政策プログラム	ビジネス法務プログラム	法曹養成プログラム	備考
Communication in TOEIC ® I	2年次	○	○	○	継続
中国法	3年次	○	○	○	継続
社会安全政策論	2年次	○	○	○	継続
Communication in TOEIC ® II	2年次	○	○	○	継続
International Law	2年次	○	○	○	継続
マスメディア論	1年次	○	○	×	継続
外交関係論	2年次	○	○	×	継続
国際政経特講	2年次	○	○	○	継続
International Human Rights Law	2年次	○	○	○	継続
現代外交史	3年次	○	○	×	継続
世界政治とアジア	2年次	○	○	○	継続
金融商品取引法	3年次	×	○	○	継続
アジアにおける人権を学ぶ	2年次	○	○	○	継続
Introduction to Criminal Justice	2年次	○	○	○	新規
不動産登記法	3年次	○	○	○	継続
日本政治論	4年次	○	○	×	継続
実社会と法学	1年次	○	○	○	継続
キャリア形成論	1年次	○	○	○	継続
市民生活と消費者法	2年次	○	○	○	継続
※1 日本法入門Ⅰ	1年次	×	×	×	継続
※1 日本法入門Ⅱ	1年次	×	×	×	継続
※2 台湾人権発展演習	1年次	○	○	○	継続
※3 債権総論1	—	○	○		継続
※3 債権総論2	—	○	○		継続
※4 物権法1	—	○	○		継続
※4 物権法2	—	○	○		継続
※5 不法行為法特講	—	○	○		継続

(参考)―特講科目のプログラムにおける位置付けについての申合せ―

各年度に開設される特講科目については、法学部が開設する主専攻プログラムを構成する専門教育科目として位置付けるものとする。

ただし、特講科目の授業内容等に照らし、当該特講科目を各主専攻プログラムの専門教育科目として位置付けることが適当でないと教授会が判断したときには、この限りでない。

※1 留学生のみ該当。留学生が取得した場合は、自主選択枠扱い。(法学部専門科目には算入できない。)

※2 台湾ショートビジット参加者のみ該当。

※3 平成29年度以前入学生で、債権法未修得者のみ該当。

※4 平成29年度以前入学生で、物権法未修得者のみ該当。

※5 平成29年度以前入学生のみ該当。